

出雲市農業委員会（第1期）第1回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき出雲市長が総会を招集。

1. 日時 平成29（2017）年 9月26日 午前9時30分 ～ 12時00分
2. 場所 出雲市役所本庁 3階 庁議室
3. 出席委員（24名）

秦 久光	大槻 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	落合 光啓
原 孝治	津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見
塩野 一男	持田 守夫	小村 伸治	遊木 龍治	河原 基	佐藤さゆみ
若槻 博美	勝田 茂	高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄
4. 欠席委員（0名）
5. 提出議題
 - 〔1〕議案
 - 議第1号 出雲市農業委員会規程の制定について
 - 議第2号 出雲市農業委員会事務局処務規程の制定について
 - 議第3号 出雲市農業委員会総会会議規則の制定について
 - 議第4号 出雲市農業委員会専門部会設置要綱の制定について
 - 議第5号 会長及び会長職務代理者並びに各専門部会の部会長及び部会長職務代理者の選出について
 - 議第6号 総会議席の決定について
 - 議第7号 出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の制定について
 - 議第8号 出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する評価委員会設置要綱の制定について
 - 〔2〕報告
 - 報第1号 一般社団法人島根県農業会議普通会員への就任について
6. 議事

臨時議長が決まるまでの間、川内農林水産部次長が議事を進行する。

川内次長 それではこれより出雲市農業委員会の第1期第1回総会を開催いたします。

農業委員任命後の初めての総会になりますので農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により初回の会合は市長が招集する形でご案内をさせていただいております。会長が決定するまでの間、臨時議長を選出し、議事運営をお願いする必要があります。臨時議長の選出につきましては、地方自治法第107条を準用いたしまして、本日ご出席の委員の皆様の中で最年長の方をお願いをしたいと存じますが、いかがでしょうか。

—— 異議なしの声 ——

川内次長 それでは、「異議なし」とのことですので、最年長委員の秦久光委員に議長をお願いいたします。秦委員様よろしくをお願いいたします。

—— 臨時議長登壇 ——

臨時議長 湖陵から出ております秦久光でございます。最年長者ということで、会長が選任されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

初めに、本総会に出席された委員数を確認いたします。出席委員は24名です。過半数を超えておりますので本総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、議事に入ります前に本日の総会の基本的な流れについてご説明します。本日、委員の皆様にご審議いただき議案の議第1から3号及び4号につきましては、平成29年9月21日をもって旧出雲市農業委員会及び旧出雲市斐川町農業委員会が廃止されたことにより、これまでそれぞれの委員会が制定していた規程等は全て廃止となりました。平成29年9月22日に新たに出雲市全域を区域とする出雲市農業委員会が設置されたことにより、新たな出雲市農業委員会規程等を制定しなければなりません。

本日の総会で議案として審議し決定しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「出雲市農業委員会規程の制定について」説明をお願いします。

今岡係長 議第1号「出雲市農業委員会規程の制定について」ご説明します。
議案の1から4ページ、資料1ページをご覧ください。
新設の要旨にありますとおり、旧出雲市農業委員会及び旧出雲市斐川町農業

委員会が廃止され、新たな出雲市農業委員会が設置されたことにより新たな規定を設けるものです。よって、農業委員会の円滑な運営を図るため、新たに規程を制定するものです。基本的には旧出雲市農業委員会規程、旧出雲市斐川町農業委員会規定と同様な内容です。

新設の要点としましては、第2条では、会長の任期は、委員の任期と同じで、会長が欠けたときは、10日以内に会長を決定することとしております。第3条では、会長の職務権限は、法令に定めるもののほか委員会の運営や委員会の議決の執行することとしています。第4条は専決処分についてですが、会長が専決処分できる事項を定めています。また農業委員会規定におきまして、農業委員会に事務を処理する事務局を置くこととしています。

施行期日についてですが、本日の総会で決定されますと、本日、平成29年9月26日から施行することとしています。

説明は以上です。

臨時議長 ただいま、説明がありました。委員の皆様、何かご質問・ご意見などございますか。

臨時議長 特にないようですので、採決を行います。
本議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

—— 挙 手 全 員 ——

臨時議長 挙手全員と認め、本議案については原案どおり決定します。
次に、議第2号「出雲市農業委員会事務局処務規程の制定について」説明をお願いします。

今岡係長 議第2号「出雲市農業委員会事務局処務規程の制定について」ご説明いたします。

議案の5から7ページ、資料2ページをご覧ください。

現在、平成29年9月22日に新たな出雲市農業委員会が設置されました。農業委員の皆様は9月22日からの3年間の任期で任命されております。しかし、農業委員会に事務局を置く規定がないため、事務局職員及び事務処理も行えない状況にあります。農業委員会に事務局を置き、事務処理を行う規定が必要です。

新設の要旨の制定の理由にありますとおり、先ほどの出雲市農業委員会規程

第6条で事務局を置くことになっておりますので、この事務局が事務処理を行うための規定を制定するものです。

新設の要点としましては、第3条では、事務局長、次長、係長、主任及び主事を置くことができることとしています。第5条では農業委員会事務局の所掌事務についてですが、法令業務のほか農業振興業務などの事務を行うこととしています。第6条では事務局長が専決できる事項を定めます。

施行期日についてですが、本日決定されますと、平成29年9月26日から施行することとしています。

この規定につきましても、旧出雲市農業委員会、旧出雲市斐川町農業委員会が持っていたものと同様の内容のものでございます。

説明は以上です。

臨時議長 ただいま、事務局庶務規定についての説明がありましたが、委員の皆様、何かご質問・ご意見などございますか。

臨時議長 特にないようですので、採決を行います。
本議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

——挙手全員——

臨時議長 挙手全員と認め、本議案については原案どおり決定します。
次に、議第3号「出雲市農業委員会総会会議規則の制定について」説明をお願いします。

今岡係長 議第3号「出雲市農業委員会総会会議規則の制定について」ご説明します。
議案の9から11ページ、資料3ページをご覧ください。
この規則につきましても、新たな農業委員会の総会に関する規定を設ける必要があります。

新設の要旨の制定理由にありますとおり、出雲市農業委員会の総会の円滑な運営のため、新たに規則を制定するものです。旧出雲市農業委員会総会会議規則、旧出雲市斐川町農業委員会総会会議規則と同様な内容です。

新設の要点としましては、第2条では、総会を招集するときは、委員への通知及び公告により行うこととしています。第5条では、議席についてはあらかじめくじで定めることとしています。第6条では、議長は会長が務めるという

こととしています。第9条では、関連があれば2件以上の事件を一括して議題とすることができる。第12条から第14条までは、動議及び動議の修正などについて定め、動議の採決順序については、会長が決めることとしています。「動議」についてご説明いたしますと、動議というのは、総会の進行、手続き等に関し、農業委員から農業委員会に対して出される提議、すなわち議題として提出することをいいます。重要な案件に関しては、総会だけではなく一旦は選考された委員で審議をし、その後総会で諮るものについて動議をするということになります。第17条では、採決の方法についてですが、起立又は挙手により採決を行います。投票の方法による場合も規定します。第18条では、議事録に記載する事項及び議事録署名者について定めています。

施行期日についてですが、本日決定されますと、本日付すなわち平成29年9月26日から施行することとしています。

説明は以上です。

臨時議長 ただいま、説明がありましたが、委員の皆様、何かご質問・ご意見などございますか。

臨時議長 特にないようですので、採決を行います。
本議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

— 挙 手 全 員 —

臨時議長 挙手全員と認め、本議案については原案どおり決定します。
次に、議第4号「出雲市農業委員会専門部会設置要綱の制定について」説明をお願いします。

今岡係長 議第4号「出雲市農業委員会専門部会設置要綱の制定について」ご説明いたします。

議案の13・14ページ、資料4ページをご覧ください。

旧出雲市農業委員会では、法令上農地部会、農政部会を置くことができましたので、条例で規定し設置していました。また、旧出雲市斐川町農業委員会では、任意の部会で、要綱などの規定は設けずに農地部・農政部として運用されていました。

合併前の農業委員の数は、旧出雲市農業委員会委員内選挙による農業委員は40人、旧出雲市斐川町農業委員会農業委員数は16人の合計56人でしたが、

合併後の農業委員24人では旧選挙区単位から考えますと1人あたりの範囲が3倍近くなることもあります。このように1人あたりの担当区域が広がるため、部会で判断することが困難との見解から今回は法令上の部会は設置しません。

ただし、運営効率を考慮して任意の部会を置きたいことから提案するものです。

新設の要旨の制定の理由にありますとおり、出雲市農業委員会の所掌事務について、効率的に検討を行う任意の専門部会（農地部会・農政部会）を設置するため、新たに要綱を制定するものです。

新設の要点としては、第2条では部会の名称及び所掌事務について規定しています。農地部会は主に農地利用の最適化の推進に関する目標や方法などの検討をするという実質的な計画をしていくこととなります。また、農政部会は、関係行政機関への意見及び農地利用最適化推進の施策の企画立案を中心に関係行政機関への施策提案を検討していくことが主要な役割となります。第3条及び第5条では、農業委員はいずれかの部会に所属しますが、各部会の部会長及び部会長職務代理者は、総会において農業委員の互選により選出することとしています。第6条関係は、専門部会の招集は、各部会長が召集することとします。専門部会で検討した結果は、第7条により農業委員会の総会において報告し、最終的には議決をもって決定されるということとなります。

施行期日についてですが、本日決定されますと本日付、つまり平成29年9月26日から施行することとしています。

説明は以上です。

臨時議長 ただいま、説明がありましたが、委員の皆様、何かご質問・ご意見などございますか。

大梶委員 専門部会ができるわけですが、委員さんがそれぞれの部会に入ることでしょうか。

川内局長 はい。先程も申しましたように、部会を2つ設置して各委員さんはそのどちらかの部会に所属するという形にしたいと思っております。今回の法改正により、旧出雲市農業委員会においては農地部、農政部を設置することは条例上可能でございました。以前55名の体制で市全体の農地の管理をしていたものが24名になってしまうということがあります。また農地部、農政部と分けた場合に法令上農地部の方が転用案件を処理していくとなると、1人の農業委員さんの担当地域が広がりますので、今回の出雲市農業委員会の条例上は農地部、農政部を設置しない条例としております。その関係上、任意

の部会を設置します。ただし、任意の部会についてはどちらかの部会に皆様方が参画をしていただく形をとりたいと考えています。

臨時議長 大梶委員さんよろしいでしょうか。

大梶委員 はい。ありがとうございます。

臨時議長 他に何かございませんか。

臨時議長 特にないようですので、採決を行います。
本議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

——挙手全員——

臨時議長 挙手全員と認め、本議案については原案どおり決定します。
次に、議第5号「会長及び会長職務代理者並びに各専門部会の部会長及び部会長職務代理者の選出について」事務局から説明をお願いします。

川内次長 先程総会会議規則など各規則を決めていただきまして、各会部会の設置を決めていただきました。それについて、農業委員会等に関する法律第5条第2項によって会長職務代理または同第5項により専門部の部会長職務代理を決定するということとなりますが、役員につきましては総会の互選になっておりますので、基本的に会長職、会長職務代理および先程任意部会でお諮りいただきました農地部会長、農政部会長及びその職務代理について決めていくことについてお諮りをするようになります。ご提案があればお願いいたします。

江角委員 先程言われた選挙方法について、提案をさせていただきたいと思います。選出にあたっては選考委員会を作りまして選考にあたってもらうというのはいかがでしょうか。なお、選考委員会は旧農業委員会法に基づいて定められておりました6選挙区からそれぞれ1名ずつ選出し、その委員によって構成したらよいのではと考えております。
以上、提案をさせていただきます。

臨時議長 ただいまご提案いただきましたように、各選挙区から1名の選考委員を選

出していただき選考いただくということでございますが、この案件について異議はございませんか。

— 異議なしの声 —

臨時議長　それでは、江角委員の提案どおり行います。各選挙区から1名ずつ選考委員を選出していただき、別室にて選考を行いたいと思います。

今岡係長　302会議室において行いたいと思いますので、選考委員の方は移動をお願いいたします。

臨時議長　それでは6名の方はよろしく願いいたします。その間休憩といたします。

— 別室にて選考 —

臨時議長　それでは会議を再開いたします。選考委員を代表して板垣委員長から選考結果を発表してください。

板垣委員　大変お待たせいたしました。先程、各選挙区選出の選考委員6名で審議をさせていただきました。選考委員のメンバーですが、第1選挙区からは遊木龍治委員、第2選挙区からは原孝治委員、第3選挙区からは小川義和委員、第4選挙区からは佐藤始委員、第5選挙区は私、板垣房雄でございます。斐川選挙区からは江角隆雄委員、この6名となります。

選考委員の中で私が選考委員長に決定しましたので、私から発表いたします。

会長には秦久光委員、会長職務代理者に竹内辰雄委員、農地部会長に大梶泰男委員、農政部会長に河原基委員、農地部会長職務代理者に勝田茂委員及び農政部会長職務代理者に小村伸治委員に決定させていただきました。

皆様方の総会でのご審議のほどよろしくお願い申しあげまして、選考委員会報告とさせていただきます。

臨時議長　ただ今、板垣選考委員長から発表がございました。6名の方の各役職が決定いたしました。異議が無ければ拍手をもってご賛同いただければと思います。

— 一同拍手 —

臨時議長　全員の方のご賛同をいただきましたので、そのように決定いたします。

それでは、会長以下各役職が決まりましたので、ここでごあいさつをいただきたいと思います。

——会長、会長職務代理者および各部部长、各部部长職務代理者あいさつ——

川内局長 ありがとうございます。会長が決まりましたので、出雲市農業委員会総会議規則第6条の規定に則り、秦会長に引き続き議長をお願いし、議事を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは引続いて議長を務めさせていただきます。
それでは、議第6号「総会議席の決定について」お諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

川内局長 総会における議席ですが、本日受付でくじにより仮の議席番号により議事を行っています。この仮議席を本議席とさせていただきたいと思います。

議長 ただいま、事務局から仮議席を本議席とする提案がありましたが、いかがでしょうか。

—— 一同、異議なし ——

議長 それでは、議席はそのように決定いたします。

川内局長 有難うございました。なお、会長につきましては、議席番号1番となりますので、仮議席番号1番の委員さんは、後ほど、会長と議席番号を交代していただくこととなります。宜しく願いいたします。

議長 皆様のご協力により議席が決まりましたので、ここで、本日の議事録署名委員を指名します。

議席番号2番の大梶泰男委員、3番の竹内辰雄委員を指名します。よろしくお願いいたします。

次に、議第7号「出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の制定について」説明をお願いします。

今岡係長 議第7号「出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について」ご説明いたします。

議案の19から22ページ、資料5ページをご覧ください。

農地利用最適化推進委員の委嘱にあたり、新出雲市農業委員会の発足前に、準備行為として、旧出雲市農業委員会及び旧出雲市斐川町農業委員会において同じ要綱を制定し、推進委員の募集を行いました。このたびは、新たな農業委員会になったこと及び旧要綱では規定していなかった、評価委員会を規定する条項を入れた要綱が必要です。

新設の要旨の制定理由にありますとおり、出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任手続きについて、新たな要綱を制定するものです。

新設の要点としては、①第2条関係で、担当区域及募集人員を規定していますが、31区域に77人の推進委員を置くこととなります。②第3条に個人推薦、団体推薦及び個人応募の3つの応募方法を規定し、第5条、第6条ではそれぞれの応募区分における記入事項について規定しています。③第7条では周知方法を規定しています。④第9条では推進委員の候補者の評価を評価委員会に求めることができるようにしています。

次に、施行期日についてですが、本日決定されますと、本日、平成29年9月26日から施行することとしています。

説明は以上です。

議長 ただいま、説明がありました。委員の皆様、何かご質問・ご意見などございますか。

議長 質問はないものと認めます。

本議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

議長 挙手全員と認め、本議案については原案どおり決定します。

次に、議第8号「出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する評価委員会の設置要綱の制定について」説明をお願いします。

今岡係長 議第8号「出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する評価委員会設置要綱」の制定について ご説明いたします。

議案の23、24ページ、資料6ページをご覧ください。

先ほどの出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の

制定を受け同要綱第9条に規定する評価委員会設置する必要があることから、新設の要旨の制定理由にあるとおり、候補者の評価を行う評価委員会を設置するため、新たに要綱を制定するものです。

新設の要点としては、①第2条で農業委員会の求めによって、評価委員会で評価し、農業委員会に報告するものです。また、評価に当たっては、書類選考及び面接を行うことができます。②評価委員は農業委員会の会長が指名することとしています。③委員長は、評価委員の互選とします。④召集は、農業委員会の会長が行います。⑤議長は、委員長が行い、⑥評価の決定は出席委員の過半数としています。

次に、施行期日についてですが、本日決定されますと、本日、平成29年9月26日から施行することとしています。

説明は以上です。

議長 　　ただいま、説明がありました。委員の皆様、何かご質問・ご意見などございますか。

河原委員 　　評価委員は、何名で構成されますか。また、評価委員会の開催時期は決まっていますか。

今岡係長 　　評価委員は、旧選挙区単位から1名と考えています。また、定数を上回った区域担当の農業委員も入っていただきたいと考えています。

また、10月11日開催の総会で農地利用最適化推進委員を決定したいと考えています。この予定を進めるために、9月29日に評価委員会を行いたいと考えています。

議長 　　定数を上回った地区はどこですか。

川内局長 　　今回、定数を上回った地区は、久木地区のみです。この地区で1名のオーバーとなっています。

議長 　　ほかに質問等ございませんか。

議長 　　質問はないものと認めます。

本議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

議 長 挙手全員と認め、本議案については原案どおり決定します。
次に、報告事項に入ります。まず、報告事項について事務局から説明してください。

今岡係長 報第1号「一般社団法人島根県農業会議普通会員への就任について」説明します。

議案書の25ページをご覧ください。

農業委員会ネットワーク機構として、一般社団法人全国農業会議所、一般社団法人島根県農業会議と各市町村の農業委員会は連携し、農業委員会業務を行っています。この一般社団法人島根県農業会議の普通会員への就任については、島根県農業会議の定款第6条第4項の規定により、農業委員会の会長が就任することとなっています。本日、農業委員会の会長に秦久光委員が就任されましたので、秦会長が農業会議普通会員に就任することを報告いたします。

説明は以上です。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 12時00分

議事に参与した者の職、氏名

川内事務局長、柳楽次長、今岡係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員